

女真大字石刻総考前編

愛新覺羅 烏拉熙春

女真大字は金朝建国の四年目（一一一九）に創製された文字であり、いままでに発見された女真文字石刻はみなこの女真大字で書かれたものである。我が国最初の女真大字石刻に関するまとまった研究は一九四三年に公刊された安馬弥一郎氏の『女真文金石志稿』（京都碧文堂）だが、氏が依拠された拓本が鮮明でないなどの原因により、数多くの文字が写されていないため、意味不明の箇所が多く残されている。それ以来、女真大字石刻の個別的研究は各国の関連研究者によって進められてきたが、総合的研究は今のところなお行われていない。女真大字石刻の解説は、金・明両王朝の漢文資料に見えない史実や女真大字そのものの変化発展を説明することに大きな裨益がある。筆者は長年にわたって女真大字石刻の拓本や関係資料を収集し、先学の研究結果に基づき、これらの石刻を研究してきたが、ことに近年モンゴル国で発見された『蒙古九峰石壁女真字石刻』を加え、すでに十件に達する女真大字石刻について包括的な所見を得るに至っている。字数に制限があるため、本稿では、十件の女真大字石刻のうち一二世紀に属する五件に関する最新の研究成果を総合的概観的に述べるにとどめるこ

とにし、「総考前編」と名付ける次第である。

一〇件の女真大字石刻を年代順に並べると、以下のようなになる。

(一) 『朝鮮慶源郡女真國書碑』（金熙宗天眷元年「一一三八」または

金熙宗皇統元年「一一四一」）

(二) 『海龍女真國書摩崖』（金世宗大定七年「一一六七」）

(三) 『大金得勝陀頌碑』（金世宗大定二十五年「一一八五」）

(四) 『昭勇大將軍同知雄州節度使墓碑』（金世宗大定二十六年「一一

八六」）

(五) 『蒙古九峰石壁女真字石刻』（金章宗明昌七年「一一九六」）

(六) 『奥屯良弼詩石刻』（約金章宗承安五年「一二〇〇」）

(七) 『奥屯良弼餞飲碑』（金衛紹王大安二年「一二一〇」）

(八) 『朝鮮北青女真字石刻』（金宣宗興定二年「一二一八」または金

海陵王正隆三年「一一五八」）

(九) 『女真進士題名碑』（金哀宗正大元年「一二二四」）

(一〇) 『永寧寺碑』（明成祖永樂十一年「一四一三」）

以上の十件の石刻は、『奥屯良弼詩石刻』のほかはみな楷書で刻さ

れている。よって、字跡が鮮明である限り、字形の判断はほぼ誤りがない。ただし、これまでの各種模写本には、字数の多少や字体の形状などの上で多くの差異が見られる。これは、拓本の質或いは模写者自身の女真文字に関する研究水準に関わる。女真大字の筆画は漢字より簡略で、一般に十画を越えるものがない。局部の字点や字撇の有無によって字義や発音を区別するのは女真大字の一大特徴だが、石面が剥損しているなどの原因で、はつきり辨别できないケースがよくある。

この場合、女真大字の字と字との結合ルールや文字の文法表現の一般規則によって上下の語句を判断し、総合的分析を行わねばならない。女真大字は金代から明代にかけて三百年余りにわたって使用されていたので、文字の表音や単語の組織などではいくつかわりの変化が発生してきた。これらの変化を生じる原因の一つは言語そのものに進展変遷があることである。金代女真語と明代女真語とは、時間上の距離があるのみならず方言上の差異もある。文字に表現されると、同一の単語は異なる綴り方や異なる表音字を使用するようになる。従って、金代の女真大字石刻を解説する前提条件としては、言語と文字との間に潜んでいるこの種の歴史的関係を明瞭すること、明代女真語を反映する『女真訳語』の表音漢字より提供された音韻資料ばかりに単純にとらわれてはいけないということである。

女真大字の音韻表現は、単語を組み合わせた後の発音と完全に同じになるわけではない。ことに複数の表音字を使用して一個の単語を綴る場合では、その単語の実際の発音は、個々の字音を単純に連ねたものより凝縮されている。というのは、女真大字には四種の表音規則が

あるからであり、即ち(一)膠着法(二)重複法(三)借音法(四)重合法、である。これらのうち(二)(四)はともに母音・子音乃至音節の重複状況を含み、(三)では音節の数は変わらないが、単語を組み合わせた後の音節構造にある程度の改変が生じている。

一 『朝鮮慶源郡女真國書碑』

『朝鮮慶源郡女真國書碑』は発見地たる慶源郡によって名付けられた。この石碑はもと朝鮮咸鏡北道慶源郡東原面禾洞の佛寺の遺跡にあり、一九一八年に京城博物館に移された。碑身の上段は折れて無くなっており、残った部分の大きさは『朝鮮金石綜覽』の記述によれば、縦五尺八寸・横一尺七寸五分・厚一尺三寸五分となり、字徑は二寸である。碑身の四面とも字が刻されており、女真字ばかりで、対訳の漢字がない。この石碑は佛寺を建造するための功德題名碑である。『朝鮮金石綜覽』にはこの石碑の拓片をもとに復元された碑文が載せられている。安馬弥一郎氏が著した『女真文金石志稿』にも収録され、わずかな注釈が加えられている。『朝鮮金石綜覽』は、石碑の四面の刻文を第一面・第二面・第三面・第四面とし、『女真文金石志稿』も同じ順序に並べる。『女真語言文字研究』(金光平・金啓琮著、内蒙古大學出版社、一九六四年。文物出版社、一九八〇年。以下には『研究』と略称する)はこれらを第三面・第四面・第一面・第二面に改める。碑面下段の字跡が磨滅しているため『朝鮮金石綜覽』はこれを第四面と誤認したのである。碑文の一部は字跡がすではつきりしなくなっているうえに、上段が折れているため、文脈がつながらないところが

よくある。『研究』は碑文の刻された年代を考証するにあたって、碑文の第四面第五行に「元年七月二十六日」との年月日が記されていることに注目する。「元年」の上にある年号はちょうど欠けているところにあり、いつ刻まれたのはたやすく確定できないが、碑文の三か所に「愛也窟猛安」が出現することを根拠に、碑文の年代的下限は金世宗大定十八年（一一七八）となる。論証過程は次の如くである。『金史』卷八二烏古論三合傳に、

烏古論三合、曷懶路愛也窟河人、後徙真定。睿宗為右副元帥、聞三合勇略、選充扎也。後從宗弼征伐、補一院都監。未幾、從伐宋。與宋兵遇於潁州、三合先登破之。皇統元年、領漢軍千戶、帥府再與宋四千隸焉。除同知鄭州防禦使事、再遷太子少詹事。大定六年、改洺州防禦使。上曰…「卿昔事睿宗、積勞苦。逮事朕、輔佐太子、宣力多矣。今典名郡、所以勞卿也。」遷永定軍節度使、歷臨潢、鳳翔尹、陝西路統軍使、東平尹。節制州郡、躬行儉約、政先寬簡、邊庭久寧、人民獲安。召為簽書樞密院事。卒。十八年、世宗追錄三合舊勞、授其子大興河北西路愛也窟河世襲猛安阿里門河謀克、階武功將軍。

とある。この記述により、愛也窟猛安はそもそも曷懶路の管轄下にあった。愛也窟河流域の女真居民からなる猛安であり、後に河北西路に遷された。愛也窟猛安がいつ曷懶路から転出したかはわからないが、大定十八年以前にあることは確言できる。金太祖天輔三年（一一一九）に女真大字が頒布されてから金世宗大定十八年（一一七八）に至るまで、総計七回の改元が行われた。即ち、一・太宗天會、二・熙宗

天眷、三・熙宗皇統、四・海陵天德、五・海陵貞元、六・海陵正隆、七・世宗大定である。

このうち、天會・天德・大定の元年にはともに七月がない。さらに碑文第四面第四行には「中京」と書かれているが、中京は遼の五京の一つであり、遼聖宗統和二十五年（一〇〇七）に定められた。金太祖天輔六年（一一二二）に攻略され、もとのまま中京と呼ばれたが、金海陵王貞元元年（一一五三）三月に詔を下し、北京と改称した。これによって、石碑の年代は貞元以前・天會以後と推測され、その間にはただ天眷・皇統兩年号の元年だけに七月があるので、石碑の年号は天眷・皇統のどちらにほかならないと確定される。

『金史』によれば、女真小字の頒布は金熙宗天眷元年（一一三八）にあるが、皇統五年（一一四五）五月にようやく「初用御製小字」とある。この石碑の年代が遅くとも皇統元年であることによれば、碑文の文字は女真大字に違いない。文字そのものを考査すれば同じ結論を得られる。この碑文の女真字の字形や綴り方はこれまでに発見されたすべての女真文字と同じだが、中国河北省・黒龍江省・吉林省で発見された金銀符牌に刻された契丹小字とよく似た女真小字とはまったく別の系統の文字であることが明らかである。

釈読された部分によれば、この碑文の内容は大略次の如くである。「大金國曷懶路左申必罕猛安舍里謀克撒卜古村に生まれた裴滿木塔魯及び匹獨思文奴は仏寺を建造し、金質仏像を作るため、速頻路愛也窟猛安葛蒲謀克赫車黒村の住民たる速甲奥屯鈔合などを率いて、左申・愛也窟・速頻・幹合・徒門・兀得温等十猛安において長年仏号を唱え

ながら布施を募った。獲得した資金で仏寺建造を成し遂げた人及び金質仏像を作り上げた人の名前を碑文に刻する」。この碑文から、当時における仏教の隆盛が窺われる。金世宗大定十四年（一一七四）に至り、金世宗は宰臣に「聞愚民祈福、多建佛寺、雖已條禁、尚多犯者、宜申約束、無令徒費財用。」と命じている。ここから、三〇年に及ばないうちに仏寺の建造がすでに皇帝の禁止命令を被るほど金朝境内に氾濫していたことがわかる。

碑文の女真大字は楷書で刻され、字体は四角い。碑文に残存する字数は以下の通りである。

第一面 第一行三四字、第二行三一字、第三行二四字、第四行三二字、第五行二八字、第六行二九字、第七行一一字。

第二面 第一行二三字、第三行一一字、第四行一一字、第五行七字。

第三面 第一行二四字、第二行二八字、第三行三一字、第四行三〇字、第五行三五字、第六行二八字。

第四面 第一行三〇字、第二行三二字、第三行二八字、第四行三三字、第五行三五字。

総計五七五字となっている。

二 『海龍女真國書摩崖』

『海龍女真國書摩崖』は吉林省海龍縣城西楊樹林山にあり、かつての所謂『海龍女真國書碑』である。後に海龍縣でもう一つの摩崖が発見され、そちらと区別するためにこちらを『楊樹林山摩崖』とも称する。摩崖は面高が三尺八寸で、寛三尺となり、すべて女真大字で刻さ

れ、漢文譯文がつけられていない。摩崖の上の突き出たところにある三行、行ごとに四・五字の字跡は題額である。下にある五行、行ごとに十数字の字跡は碑文である。清・楊同桂（伯馨）『瀋故』にこの石刻の女真字が収録されているが、ただ録文の大半は誤って写されている。近人の羅福成（君美）氏にはこの石刻に関する紹介及び考釈がある。羅福頤（子期）『滿洲金石志稿』と安馬弥一郎『女真文金石志稿』ともにこの石刻の録文が収録されている。滿鉄資料課が編集した『滿洲金石志稿』及び『東北聚鐫』第五期にも拓本の写真が載せられている。

羅福成氏はかつて石刻第一行に「收國二年五月五日」とあり、女真に五月五日の拜天射柳の俗があることを根拠に、石刻の内容は「拜天射柳」と関わりと推測し、まだ石刻の年代を收國二年にあると考証したが、『研究』の解説によれば、石刻の内容は金太祖收國二年に攀安兒必罕に謀克を設置した記事である。石刻第五行に「天會元年十月にはなかつた、大定七年三月において刻文を付け添えた」とあることから、石刻が刻まれた年代が金世宗大定七年（一一六七）三月にあることは明らかである。

石刻の額題に、「攀安兒必罕の謀克孛董の文」とあり、第一行から第五行にかけては、「××阿素魯は收國二年五月五日に部落と家族を率いて攀安兒必罕に住みつき、謀克孛董と称され、天會元年十月にはなかつた刻文を、大定七年三月において付け添えた。」とある。

『金史』卷二太祖本紀／收國二年に、

四月乙丑、以斡魯統内外諸軍、與蒲察、迪古乃會咸州路都統斡魯

古討高永昌。胡沙補等被害。五月、幹魯等敗永昌、撻不野擒永昌以獻、戮之于軍。東京州縣及南路係遼女直皆降。詔除遼法、省稅賦、置猛安謀克一如本朝之制。以幹魯為南路都統、迭勃極烈。

とあることから、收國二年五月に南路係遼女直が帰順し、金朝の猛安謀克に編成されたことは確かであることがわかる。石刻に記される「××阿素魯」は係遼女直の部長となるはずであり、かれが部属を率い住みついたところに謀克を設置したことも史書の記載に吻合している。

『金史』卷三太宗本紀／天輔七年に、

八月乙未、會于渾河北。戊申、太祖崩。……(九月)丙辰、(太宗)即皇帝位。丙寅、大赦中外。改天輔七年為天會元年。

とある。天會元年十月は金太宗與乞買即位に正にあたるので、覃恩の措置があり得る。石刻第五行に「天會元年十月にはなかつた、大定七年三月において刻文を付け添えた」とある記事については、石刻の初刻時期は天會元年(一一二二)十月であり、大定七年(一一六七)三月初一日は「萬春節」(金世宗完顔雍の誕生日)にあたるので、そのころに文字を付け添えることも偶然ではなからう。

本石刻の刻工は拙劣であり、字体の大きさは揃っていないし、歪んでいるところもある。第六行・第七行の下部は崖石が破損しているため、字跡は消え去っている。石刻に残存する字数は、以下の通りである。

額題 一四字。

第一行 一七字。

第六行 三字。

第二行 一四字。

第七行 五字。

第三行、第四行、第五行 一五字。

第八行 二字。

総計一〇〇字となっている。

三 『大金得勝陀頌碑』

『大金得勝陀頌碑』は金朝の五代目の皇帝金世宗が金朝の開國皇帝金太祖が涑流水を渡って遼師を破った史実を記念するために立てた紀功碑である。碑文は金世宗大定二十五年(一一八五)七月二十八日に刻され、碑址は今日の吉林省扶余縣徐家店石碑崴子村にあたるが、そこは、金太祖が遼天祚帝天慶四年(一一一四)九月に兵を挙げて遼を攻撃した際に誓いを立てた場所である。

石碑は高三〇二糎・寛八〇糎・厚二〇糎であり、碑額・碑身・碑座の三部分から構成される。碑額は長方形で、高七一糎・寛九九糎・厚三一糎。碑額には対になった四つのとぐろを巻いた龍が彫られていて、龍首は下向きで、龍体は交わっている。正面の二つの龍の間が碑額となり、二行に分けて「大金得勝陀頌」との六つの篆字が横書されているが、これは、当時の名高い文人黨懷英の手筆によるものである。碑陽に楷書の漢字が三〇行刻されており、漢字碑文の撰者は趙可で、書丹者は孫僕である。碑陰に楷書の女真大字が三二行刻され、女真字の撰者及び書丹者の姓氏と名前ともに磨滅して読み取れなくなっている。ただ一つ読み取れる女真姓氏徒單が、その中の一人の姓氏であるかもしれない。この石碑は一九六一年に吉林省の省級重点文物保护单位となっている。

金光平先生は一九四〇年代に女真文字を研究した際に、羅福頤の『滿洲金石志』に収録された碑文及び國立北京圖書館金石部に所蔵された拓片をもとに碑文全文を訳したが、よりよい拓本を入手できなかったため、訳文を發表することはなかった。ただ『研究』の中に碑文の一部を例文として引用しただけであった。一九九九年に筆者が發表した『大金得勝陀頌碑』女真文新釈——金光平先生誕百周年を記念しては、金光平先生の訳文をもとに完成されたものである。

この碑文は『金史』には記載されておらず、僅かに卷二四地理志上／會寧府に、

會寧倚、與府同時置。有長白山、青嶺、馬紀嶺、勃野淀、綠野淀。有按出虎河、又書作阿朮濟。有混同江、洩流河。有得勝陀、國言忽土皚葛蠻、太祖誓師之地也。

という簡略な記述があるのみである。清・道光三年（一八二三）に至って始めて吉林堂主事たる薩英額が著した『吉林外記』に断片的な模写本が録されている。その後、この碑文に関する紹介・記録・研究などについて、主な著述は以下の通りである。

曹廷傑、一八八七年『東三省輿地圖說・得勝陀碑說』

長順、一八九一年『吉林通志・金石志』

八木装三郎、一九二六年『大金一碑』（『滿洲舊跡地Ⅱ』）

園田一龜、一九三三年『關於大金得勝陀頌碑』（『奉天圖書館叢刊』）

一一一

滿鐵調査部、一九三六年『滿洲金石志稿』

羅福頤、一九三七年『大金得勝陀頌碑』（『滿洲金石志』）

田村實造、一九三七年『大金得勝陀頌碑之研究』（『東洋史研究』三卷五、六號）

安馬彌一郎、一九三八年『讀「大金得勝陀頌碑之研究」』（『東洋史研究』三卷六號）

安馬彌一郎、一九四三年『大金得勝陀頌碑』（『女真文金石志稿』碧文堂）

田村實造、一九六四年『大金得勝陀頌碑之研究』（『中國征服王朝研究（中）』）

田村實造、一九七六年『第三次大金得勝陀頌碑女真文的解讀』（『東洋史研究』三五卷三號）

金啓孫、一九八六年『大金得勝陀頌』八百年祭——兼紀念女真文專家金光平』（『白城師專學報』創刊號）

愛新覺羅烏拉熙春、一九九九年『大金得勝陀頌碑女真文新釋——紀念金光平先生誕辰一百周年』（『立命館言語文化研究』一一卷二號）

碑文の漢文と女真文を比較してみれば、女真文のほうは漢文の訳文となること、以下の三点より証明できる。

(一) 女真文の第二・三行は漢文の第二・三・四行の節略に相当する。

(二) 漢文の第二二行にある「諸道之兵、亦集其下」大巡六師、告以禍福。」の四句が女真文に訳されていない。

(三) 韻文中の女真語は頭韻を踏む女真民族の詩歌の習慣に従わず、漢文詩の尾韻を踏むことに倣うことも一部の文末に現れる。

『大金得勝陀頌碑』は金宣宗南遷以後に保護を失い、七百余りの歳月、荒野に曝されている。清末に二段に折れてしまい、一九七六年にさらに三段に折れてしまう。故に、碑文の磨損が激しく、字跡がはっきり見えなくなったところが多い。

碑文の女真大字は楷書で刻され、字体はやや長い方形となっている。字間の距離は一致しておらず、韻文の部分は句間に約三〜四字分が空けられている。録出できる字数は、以下の通りである。

碑 額 一二字。

第一行 一六字、録出一四字。

第二行 録出二一字。

第三行 録出一五字。

第四行 五字。

第五行 三二字以上、録出二九字。

第六行 二七字、録出二四字。

第七行 二三字。

第八行 二六字。

第九行 二四字。

第一〇行 七五字以上、録出六一字。

第一一行 約七〇字、録出五二字。

第一二行 一五字、録出一四字。

第一三行 一七字。

第一四行 二三字以上、録出二三字。

第一五行 四〇字以上、録出四〇字。

第一六行 約五六字、録出三五字。

第一七行 八二字、録出七一字。

第一八行 二六字、録出二五字。

第一九行 二八字、録出二三字。

第二〇行 七二字以上、録出六八字。

第二一行 七六字以上、録出七六字。

第二二行 七三字、録出六六字。

第二三行 五八字、録出五六字。

第二四行 七六字、録出六九字。

第二五行 七三字、録出七四字。

第二六行 七五字、録出七二字。

第二七行 五九字、録出五五字。

第二八行 約七二字、録出六一字。

第二九行 約六二字、録出五四字。

第三〇行 七五字、録出七一字。

第三一行 二五字、録出二三字。

第三二行 一五字。

録出された字数は総計一三一四字となっている。

四 『昭勇大將軍同知雄州節度使墓碑』

これまでに発見された金代の墓碑は、本墓碑のほか、さらに『婁室碑』・『完顔希尹碑』・『完顔忠碑』及び二〇〇三年一月二月に黒龍江省阿城市大嶺郷吉興屯の近くにある金代墓地から発見された『大金儀同三

司金源郡□烈王完顔公神道碑』がある。『婁室碑』はつとに失われており、『完顔希尹碑』は破壊され、ただ碑額だけが残されており、『大金儀同三司金源郡□烈王完顔公神道碑』は碑額と二つの残塊しかない。以上の五つの墓碑の出土地は、『完顔忠碑』だけがロシアであり、他は全部中国の吉林省と黒龍江省である。これらの墓碑において女真文字が刻されているのは、本墓碑だけである。

本墓碑は一九七九年に吉林省小城郷の完顔希尹家族墓地第四墓区の一号墓から出土した。石質は青花崗岩であり、高六八糶・寛二七糶・額寛三二糶となり、碑額は突き出ていて半円形をなしている。墓碑は右から左へ女真大字一行二一字と漢字五行を陰刻する。同時に出土したもう一件の墓碑は石質・形制とも同じで、高五一糶・寛二六糶となり、楷書漢字八行を陰刻する。総計一一一字である。漢字墓碑は実際には墓誌といふべきもので、墓主と妻の逝去した時期や年齢、及び埋葬された年月日などを簡単に記述する。墓碑が立てられたのは墓主が逝去してから十年たった頃にあたる。

墓主完顔氏は、生前に得た官職は正四品下昭勇大將軍・同知雄州永定軍節度使であり、金世宗大定十六年（一一七六）八月十五日に卒し、享年四十二歳となる。その生年は金太宗天會十三年（一一三五）にあたるはずである。墓主の妻烏古論氏は、金海陵王正隆二年（一一五七）正月十四日に卒し、享年二十三歳となる。その生年も金太宗天會十三年（一一三五）にもあたるので、夫婦は同年生まれであることがわかる。墓碑は完顔希尹家族墓地から出てきたことから、墓主は完顔希尹家族の後裔であることを推測しうる。『金史』に見える「昭武大

將軍」を授けられた女真人は二人あり、その一人は完顔布輝（太宗の時に昭武大將軍を授けられた）、もう一人は蒲烈古（章宗泰和六年「一二〇六」六月に昭武大將軍を贈られた）である。しかしながら完顔布輝は「始祖兄苗裔」で、「順天軍節度使」をもって致仕したが、卒年は六十七歳なので、墓主と合わない。蒲烈古が泰和六年六月に卒したことも、墓主に合わない。『金史』によれば、永定軍節度使に任ぜられた完顔氏は二人あり、その一人は胡石改で、「天眷二年、遷永定軍節度使」とある。もう一人は完顔仲元だが、仲元はもともと郭氏を姓とし、後に完顔の国姓を賜わった。『雄縣新志』第四冊「金職官」によると、永定軍節度使に任ぜられた完顔氏にはさらに二人があり、完顔宗賢は「太宗監國為永定軍節度使」で、完顔吾睹補は即ち完顔珣、後に即位し宣宗と称された。どちらも墓主に合わない。

墓碑を立てた者は墓主の長男たる完顔瑋（女真名は内刺）であり、大定二十六年（一一八六）当時の官職勳爵につき、廣威將軍（正五品）襲濟州路合字懶崖猛安開國伯と記されている。この人物も『金史』に見当たらない。

五 『蒙古九峰石壁女真字石刻』

蒙古九峰石壁石刻はモンゴル国 Khentiy 県南部にある Bayan-hotak 郡、seven-khaiga と称される突兀とした岩山で発見された。この岩山の名は、女真大字石刻の第九行に、sarin-haiga とある。これはまさに『金史』卷九四内族襄傳に「遂勒勳九峰石壁」とある「九峰石壁」に外ならない。白石典之氏の教示によれば、seven-khaiga 山の上に

九つの巨岩が聳え立っているということであり、九峰という名はそれ
に由来するものであろう。seven はモンゴル語で「突元とした」で、
Isaaga は「門」であるということ、合わせて「突元とした門」とい
う意味になる。岩山の北は Kienten 河に臨んでおり、Uz 河の南から
だいたい離れている。Uz 河の名も、女真大字石刻の第六行に urisa とあ
り、『金史』の「斡里札」・『元朝秘史』の「活勒札」とそれぞれ対応す
る。女真大字は岩山の南に、およそ高さ二 m・幅三 m の岩壁に刻み込
まれている。

石刻発見の経緯については、加藤晋平「モンゴル人民共和国ヘンテ
イ県バヤンホトクの碑文について」(『平井尚志先生古稀記念考古学論
考第 I 集』大阪郵政考古学会編、一九九二年)に詳細に記述されてい
る。モンゴル国の考古学者轄格達爾・色梭と索米亞・巴特爾は一九八
六年の調査の際に初めて女真大字石刻を発見した。一九八七年に轄格
達爾・色梭は石刻発見のニュースを同年ウランバートルで開催された
国際モンゴル学会において公表した。一九九〇年に索米亞・巴特爾は
その著作『元朝秘史』において石刻の写真を掲載した。漢字石刻につ
いては、遅れて一九九一年になって始めて発見されたということであ
る。

女真大字石刻は楷書で刻され、字体は方形をなしているが、大き
さが揃っていない。いくつかの字形は『女真文字書』の古体を受け継
いでおり、総体的な風格は金代前期の石刻と似た特徴をもっているが、
とくに『大金得勝陀頌碑』の遺風をもつように見える。石質は砂質花
崗岩とのことで、加えて荒野に八百年以上さらされていたため、石刻

の上半部及び左半部の字跡は不鮮明なところが少なくない。石刻に刻
された女真大字は九行あり、第八行と第九行の間におよそ二行ほどの
幅が空いている。第一行・第二行・第三行・第六行・第七行は各一六
字、第四行は一八字、第五行・第八行は各一七字、第九行は一字と
なり、総計一四三字ある。

女真大字石刻の東およそ二〇 m のところに、さらに漢字石刻が発見
され、それもおよそ高さ二 m・幅三 m の岩壁に刻み込まれている。漢
字石刻も九行あり、第一行は一二字、第二行・第九行は各八字、第三
行・第四行は各一字、第五行・第八行は各一〇字、第六行・第七行
は各九字となり、総計八八字ある。漢字石刻の破損の程度は女真大字
石刻より甚だしく、ことに第五行から第九行まではとりわけひどい。

女真大字石刻の解読によって、二件の石刻の内容がほぼ対訳である
ことがわかる。漢字石刻第四行から第六行までの文字は、女真大字の
解読によって全て金軍が北伐進軍の際に経過した地名であることもわ
かる。両石刻の対比研究によって、それぞれに字跡が不鮮明なため誤
録されたり漏らされたりした文字を訂正増補できるようになった。

二件の石刻は金章宗明昌七年(一一九六)六月に刻され、右丞相完
顔襄が金章宗の命を奉じて軍隊を率いて北朮宇(塔塔兒)を討伐した
際の進軍ルート及び斡里札河で残敵を殲滅した史実を記録している。

石刻は戦争が勝利に終わった直後に刻されたが、二件の石刻ともに日
付を表記せず、「六月」と「日」との間に空格をのこしている。この戦
事については、『金史』と『元朝秘史』に記述がある。『元朝秘史』に
よれば、塔塔兒が築いた砦は忽速禿失禿延(Qusutu-situyin)・納刺禿失

禿額 (Naranu-si'in) というところであり、その首領たる篋古真薛兀勒圖 (Meguin-se'ultu) が殺されたところでもある。金朝は出師の前ですでに塔塔兒に関する詳細な情報を得て、東西二路軍を並進させ、挾撃をはかった。金軍は先に Kherien 河で塔塔兒を破り、その敗残兵は北の Ulz 河へのがれ、Ulz 河を遡り追っ上げる金軍、Ulz 河に沿って下る脱斡憐 (To'oi) と成吉思汗の連合軍の挾撃の下で覆滅した。金軍は六月某日に九峰石壁に石を勒して戦功を記録した後、九月に凱旋し朝廷に戦勝を報告した。完顔襄は今回の戦功により左丞相・監修国史に昇進し、常山郡王に封ぜられた。

筆者は二〇〇二年初に白石典之氏より女真大字石刻の拓本(二〇〇一年夏に拓した)写真を頂いて、翌年、女真大字石刻に関する初歩的解説を完成した。二〇〇四年冬、白石氏より再び二度目の調査の際に撮った石刻写真及び模本を頂いた。白石氏によれば、模本は手で石刻の凸凹を触りながら一字ごとと辨別した上写したものである。風化が激しいため読み取りにくくなっていった文字を再び詳細に鑑別し、幾つかの不鮮明な文字を改めて考釈し、漢字石刻と照らし合わせた上二〇〇六年の最新解説「蒙古九峰石壁石刻と『札兀惕・忽里』(『立命館文学』五九五号)となった。